

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
設計・施工事業者登録制度実施要綱**

制 定 建民第 1030 号 平成 16 年 4 月 13 日（局長決裁）
最近改正 建建防第 4012 号 令和 7 年 4 月 1 日（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号。以下「補助要綱」という。）に基づき実施する事業（以下「補助事業」という。）による耐震改修工事の設計（工事監理を含む。以下同じ。）又は施工を行うことができる事業者を市長が登録することにより、耐震改修工事を実施しようとする市民が、安心して信頼できる事業者に改修工事の設計又は施工を依頼できるようにすることを目的とする。

（登録の効力）

第 2 条 補助事業に基づく木造住宅の耐震改修工事にかかる設計は、第 8 条第 1 項の規定に基づき設計区分に登録された事業者のみが行うことができるものとする。

2 補助事業に基づく木造住宅の耐震改修工事にかかる施工は、第 8 条第 1 項の規定に基づき施工区分に登録された事業者のみが行うことができるものとする。

3 補助事業を利用する者から、第 8 条第 1 項の規定に基づき設計区分又は施工区分に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）ではない事業者は、木造住宅の耐震改修工事にかかる設計又は施工を委託したいと申出があった場合には、前 2 項の規定にかかわらず、当該補助事業に限り、当該事業者（以下「一時登録事業者」という。）が、木造住宅の耐震改修工事にかかる設計又は施工を行うことができるものとする。

（登録要件）

第 3 条 登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 耐震改修工事の設計又は施工を自ら行う市内事業者（横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 7 条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、法人登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。以下同じ。）であること。
- (2) 第 4 条に規定する登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。
- (3) 市長が行う事業者登録講習会を受講すること。
- (4) 過去に、第 13 条の規定により再度の一時登録申請を禁止されたことがない事業者であること。
- (5) 第 15 条第 3 項又は第 4 項の規定により、登録の禁止を受けていない事業者であること。

2 設計区分について登録を受けることができる事業者は、前項各号の要件に加え、次に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成 31 年 1 月 1 日国住指第 3107 号）」にて定める、『平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法』（以下「認定診断法」という。）のうち一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「精密診断法 1」を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が、当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。
- (2) 前号の要件を確認するため、市長が実施する試験に合格した事業者であること。

- (3) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する建築士事務所登録を行っていること。
 - (4) 過去に、代表となる設計者として、「精密診断法 1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理業務を行った実績のある建築士が、当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。
 - (5) 当該事業者に所属する建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による業務停止命令を受けていないこと。
 - (6) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。
- 3 施工区分について登録を受けることができる事業者は、第 1 項の要件に加え、次に掲げる要件を満たす事業者とする。
- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の下欄に掲げる建築工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を得ていること。
 - (2) 過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある者が当該事業者に所属していること。
 - (3) 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていないこと。

（登録事業者の責務及び同意事項）

第 4 条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

- (1) 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
 - (2) 補助事業の利用を推進すること。
 - (3) 補助事業において、補助要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
 - (4) 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
 - (5) 耐震改修工事及び補助事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者に所属する者で共有し、円滑に耐震改修工事及び補助事業の手続きを行うこと。
 - (6) 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修工事にかかる実績、所属する建築士、建築士法第 23 条第 1 項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第 7 条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
 - (7) 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
 - (8) 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
 - (9) 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
 - (10) 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
 - (11) 市長が補助事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
 - (12) 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
 - (13) 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、横浜市木造住宅耐震施策関係事業に関する検討会運営要領に規定する検討会（以下「検討会」という。）の委員の助言を勘案したうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。
- 2 設計区分について登録された登録事業者は、前項の事項に加え、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。
- (1) 耐震診断、耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
 - (2) 所属する建築士又は建築施工管理技士が建築 C P D（継続職能/能力開発）情報提供制度において情報提供されている講習会等に参加し、建築 C P D を 1 年間に 12 単位以上取得し、建築に関する知識や技術力の向上に努めること。
 - (3) 補助事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。

- (4) 補助事業において、補助事業を利用する者と設計にかかる契約の締結後、速やかに、補助事業にかかる申請書類一式を作成し、市長に提出すること。
 - (5) 補助事業において、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「一般診断法」又は「精密診断法」による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
 - (6) 補助事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立会いでも可とする。
 - (7) 補助事業にかかる設計契約を締結する場合、又は、補助事業に先行して実施する業務として、対象建築物の調査、耐震診断及び見積書の作成等を請け負う場合は、当該業務を実施する前に当該補助事業の申請者（発注者）に重要事項説明を行うこと。
 - (8) 補助事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、認定診断法のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
 - (9) 補助事業に基づく木造建築物の耐震改修工事にかかる設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
 - (10) 補助事業において、耐震改修工事を実施した場合は、当該工事の完了後、必要に応じて速やかに当該補助事業の申請者に当該工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（昭和63年5月24日建設省告示第1274号別表第2の書式）を発行するよう努めること。
- 3 施工区分について登録された登録事業者は、第1項の事項に加え、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。
- (1) 耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
 - (2) 補助事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
 - (3) 補助事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該補助事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
 - (4) 補助事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

（登録期間）

- 第5条 登録事業者の登録期間は2年とし、開始日は9月1日、終了日は翌々年の8月31日とする。
- 2 市長は、前項に規定する開始日の他に、任意で別の開始日を定めることができる。ただし、この場合の登録期間の終了日は、第1項の終了日と同日とする。

（登録の募集及び試験の実施）

- 第6条 市長は、登録期間の開始に先立ち登録事業者の募集を行うものとする。
- 2 市長は、設計区分について登録の申請を行う事業者に対し、第3条第2項第1号の要件を確認するため試験を行う。
- 3 市長は、前項に定める試験を実施するにあたり、その問題を作成し、合格基準点を設ける。

（登録の申請）

- 第7条 設計区分について登録の申請を行う事業者は、設計・施工事業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、事業者登録票（第2号様式）については、原則として書面での提出に加え、電子データも市長に提出すること。
- (1) 事業者登録票（第2号様式）
 - (2) 宣誓書（設計区分）（第3号様式）
 - (3) 市内事業者であることを証する書類

- (4) 所属建築士名簿（第4号様式）
 - (5) 耐震改修実績書（第5号様式）
 - (6) 前条第2項に規定する試験の解答
 - (7) 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 施工区分について登録の申請を行う事業者は、設計・施工事業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第1号については、原則として書面での提出に加え、電子データも市長に提出すること。
- (1) 事業者登録票（第2号様式）
 - (2) 宣誓書（施工区分）（第6号様式）
 - (3) 市内事業者であることを証する書類
 - (4) 耐震改修実績書（第5号様式）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 第1項又は第2項に規定する登録の申請を行う事業者が、登録を受けようとする期間の直前の登録期間に、登録事業者であった場合は、第1項及び第2項の規定に関わらず、第1項及び第2項の各号の書類のうち、一部の書類の提出を不要と市長が認めた場合には、当該書類の提出を省略することができる。

（登録決定）

- 第8条 市長は、前条第1項及び第2項の申請を行った事業者について、第14条第2号の規定に基づき、検討会の委員の助言を勘案し、かつ、第3条に規定する登録要件を満たす場合には、当該事業者を登録することができる。
- 2 市長は、登録を決定した事業者に対しては、事業者登録決定通知書（第7号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は第1項の登録の決定に条件を付することができる。

（情報の公開）

- 第9条 市長は、登録事業者名簿（第8号様式）を作成し、第7条第1項又は第2項の規定により提出された事業者登録票（第2号様式）と併せて市民に公開する。
- 2 市長は、次に掲げる書類について、再度提出を求め、登録事業者名簿（第8号様式）に反映させることができる。
- (1) 事業者登録票（第2号様式）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第15条第1項又は第16条第2項の規定に基づき登録の取消し又は登録の抹消を行った場合には、登録事業者名簿（第8号様式）に反映させることとする。
- 4 市長は、登録事業者から第17条の規定に基づく変更の届出があったときは、登録事業者名簿（第8号様式）に反映させることとする。
- 5 市長は前3項の規定により、登録事業者名簿（第8号様式）を作成又は修正する際に、記載のない欄を削除することができる。

（一時登録要件）

- 第10条 一時登録を受けることができる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。
- (1) 耐震改修工事にかかる設計又は施工を自ら行う事業者であること。
 - (2) 第11条に規定する一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓した事業者であること。
 - (3) 第13条の規定により再度の一時登録を禁止されていないこと。
- 2 設計区分について一時登録を受けることができる事業者は、前項の要件に加え、次に掲げる要件を満たす事業者とする。
- (1) 第3条第2項第3号、第5号及び第6号の要件

- (2) 耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当し、かつ、認定診断法のうち、いずれかの方法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属していること。
- 3 施工区分について一時登録を受けることができる事業者は、第1項の要件に加え、次に掲げる要件を満たす事業者とする。
 - (1) 耐震改修工事の施工等を自ら行う市内事業者とする。ただし、市長が耐震改修工事計画の工法の特异性等により、市内事業者により施工を行うことが難しいと認める場合は、この限りでない。
 - (2) 第3条第3項第3号の要件

(一時登録事業者の責務及び同意事項)

第11条 一時登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号、第3号、第9号及び第10号に掲げる事項
 - (2) 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、第17条の規定により速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
 - (3) 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
 - (4) 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- 2 設計区分についての一時登録事業者は、第1項の事項に加え、第4条第2項第1号、第3号、第5号、第6号、第8号から第10号に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。
- 3 施工区分についての一時登録事業者は、第1項の事項に加え、第4条第3項第1号から第4号に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。

(一時登録の届出)

第12条 設計区分についての一時登録の届出を行う事業者は、設計・施工事業者一時登録届出書（第9号様式）を、次に掲げる書類を添えて、補助要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は補助要綱第10条1項に規定する全体設計承認申請をする際に提出するものとする。

- (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（設計区分・一時登録）（第11号様式）
 - (3) 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 施工区分についての一時登録の届出を行う事業者は、設計・施工事業者一時登録届出書（第9号様式）を、次に掲げる書類を添えて、補助要綱第8条第1項に規定する補助金交付申請又は補助要綱第10条1項に規定する全体設計承認申請をする際に提出するものとする。
- (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（施工区分・一時登録）（第12号様式）
 - (3) 市内事業者であることを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(一時登録事業者の再度の一時登録の禁止)

第13条 市長は、一時登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、一時登録事業者の再度の一時登録を認めないことができる。

- (1) 第11条に規定する責務及び同意事項に反していると認められる場合
- (2) 補助事業にかかる手続きにおいて、市長が当該一時登録事業者書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。

- (3) 補助事業において、補助要綱の規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。
- (4) この要綱又は補助事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合

(検討会)

第 14 条 市長は、次に掲げる事項について検討会の委員に必要な助言を求めることができる。

- (1) 第 6 条第 3 項に規定する問題の作成及び合格基準点の設定にかかる事項
- (2) 第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する申請を行った事業者を、第 8 条第 1 項の規定に基づき市長が登録を行うにあたり、当該事業者の登録の可否にかかる事項
- (3) 第 13 条に規定する一時登録事業者の再度の登録にかかる事項
- (4) 第 15 条に規定する登録事業者の登録取消しにかかる事項

(登録の取消し)

第 15 条 市長は、登録事業者が、次のいずれかの要件に該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する登録要件を欠いた場合
 - (2) 第 4 条に規定する責務及び同意事項に反していると認められる場合
 - (3) 補助事業にかかる手続きにおいて、市長が当該登録事業者書類の追加提出又は訂正を求めた後に、90 日以上書類の追加提出又は訂正がされない場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。
 - (4) 補助事業において、補助要綱の規定又は規定に基づく条件に違反した場合。ただし、当該補助事業の申請者に起因する場合は除く。
 - (5) この要綱又は補助事業に規定する手続きにおいて、虚偽の申請、届出又は報告等を行った場合。
 - (6) 市民に不利益を与えるなどの不当行為を行った場合、不誠実な行為と認められる場合、又はその他登録事業者として不適当と認める事由が生じた場合。
- 2 市長は、登録の取消しを決定した事業者に対し、事業者登録取消し通知書（第 13 号様式）を交付するものとする。
- 3 第 1 項により登録が取り消された事業者は、当該取消し日より 1 年以上経過した以降の登録の開始日（第 5 条第 2 項に規定する市長が任意で定める開始日を除く）までは、登録を申請することができない。
- 4 市長は、登録の取消しの理由によっては、再登録を認めないことができる。

(登録の抹消)

第 16 条 登録事業者は、登録の抹消を申し出る場合には、事業者登録抹消申出書（第 14 号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申出があった場合には、当該事業者の登録を抹消しなければならない。

(変更の届出)

第 17 条 登録事業者は、第 7 条第 1 項又は第 2 項の申請内容に変更があった場合は、速やかに事業者登録事項変更届（第 15 号様式）に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

(調査、報告及び聴聞)

第 18 条 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者又は一時登録事業者に対し、調査、報告の請求又は聴聞を行うことができる。

- 2 登録事業者又は一時登録事業者は前項に規定する調査、報告又は聴聞に協力しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は建築局長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 13 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 19 年 8 月 3 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 20 年 3 月 14 日から施行する。

附則

（経過措置）

この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 9 月 30 日までに旧横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 26 年 3 月 31 日建建企第 3425 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震設計計画承認申請を行ったものについては、第 12 条第 1 項及び第 2 項の「横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号）第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請及び事業計画承認申請をする際に提出するものとする。」を「旧横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 26 年 3 月 31 日建建企第 3425 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震設計計画承認申請又は同要綱第 6 条第 1 項に規定する補強工事計画承認申請をする際に提出するものとする。」と読み替える。
- 3 平成 27 年 6 月 1 日に市長が行う第 8 条第 1 項に規定する事業者の登録のうち、設計区分の登録について、平成 26 年 3 月 31 日までに旧横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 26 年 3 月 31 日建建企第 3425 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震設計計画承認申請を当該申請の申請者から委任を受けて行っている事業者については、第 3 条の規定する登録要件のうち、第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる事項を満たしていない場合であっても、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は当該事業者の登録を行うことができることとする。ただし、当該耐震設計計画承認申請にかかる耐震改修工事が完了しない場合には、市長は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、検討委員会に諮らずに当該事業者の登録を抹消することができることとする。
- 4 平成 27 年 6 月 1 日に市長が行う第 8 条第 1 項に規定する事業者の登録のうち、施工区分の登録について、平成 26 年 3 月 31 日までに行われた、旧横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 26 年 3 月 31 日建建企第 3425 号）第 6 条第 1 項に規定する補強工事計画承認申請において、補強工事（予定）事業者として申請された事業者については、第 3 条の規定する登録要件のうち、第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事項を満たしていない場合であっても、第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は当該事業者の登録を行うことができることとする。ただし、当該補強工事計画承認申請にかかる耐震改修工事が完了しない場合には、市長は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、検討委員会に諮らずに当該事業者の登録を抹消することができることとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 27 年 4 月 1 日建建防第 5573 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震改修工事計画承認申請を行ったものについては、第 12 条第 1 項及び第 2 項の「横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号）第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請及び事業計画承認申請をする際に提出するものとする。」を「横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 27 年 4 月 1 日建建防第 5573 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震改修工事計画承認申請をする際に提出するものとする。」と読み替える。
- 3 第 8 条の規定により、平成 27 年 6 月 1 日に、平成 29 年 5 月 31 日までを登録期間として登録された事業者については、第 3 条に規定する登録要件を満たし、かつ、第 4 条に規定する登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓したものとして扱う。
- 4 第 8 条の規定により、平成 27 年 6 月 1 日に、平成 29 年 5 月 31 日までを登録期間として登録された事業者については、第 5 条の規定に関わらず、当該登録期間を平成 29 年 8 月 31 日まで延長することとする。
- 5 前項に規定する登録期間の延長にあたり、市長は、当該事業者に改めて第 8 条第 2 項に規定す

る事業者登録決定通知書（第 7 号様式）を交付するものとする。ただし、第 7 条第 3 項に規定に関わらず、当該交付にあたり、改めて検討委員会に諮り、報告を受けることは要しない。

- 6 第 12 条の規定により、平成 28 年 3 月 31 日までに一時登録の申請を行った事業者は、第 10 条に規定する一時登録要件を満たし、かつ、第 11 条に規定する一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓したものとして扱う。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 27 年 4 月 1 日建建防第 5573 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震改修工事計画承認申請を行ったものについては、第 12 条第 1 項及び第 2 項の「第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は補助要綱第 10 条 1 項に規定する全体設計承認申請をする際に提出するものとする。」を「横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 27 年 4 月 1 日建建防第 5573 号）第 5 条第 1 項に規定する耐震改修工事計画承認申請をする際に提出するものとする。」と読み替える。
- 3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに補助要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請及び事業計画承認申請を行ったものについては、第 12 条第 1 項及び第 2 項の「第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請又は補助要綱第 10 条 1 項に規定する全体設計承認申請をする際に提出するものとする。」を「補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号）第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請及び事業計画承認申請をする際に提出するものとする。」と読み替える。
- 4 平成 28 年 9 月 1 日時点で第 8 条の規定により登録されている事業者については、第 3 条に規定する登録要件を満たし、かつ、第 4 条に規定する登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓したものとして扱う。
- 5 第 12 条の規定により、平成 29 年 3 月 31 日までに一時登録の申請を行った事業者は、第 10 条に規定する一時登録要件を満たし、かつ、第 11 条に規定する一時登録事業者の責務及び同意事項を遵守することを宣誓したものとして扱う。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 30 年 4 月 1 日以前に、従前の要綱の第 7 条の規定により登録の申請を行ったものについては、当該申請に係る書類のうち、第 7 条第 1 項第 2 号に規定する宣誓書（設計区分）（第 3 号様式）及び第 7

条第2項第2号に規定する宣誓書（施工区分）（第6号様式）は当該改正後の要綱による第3号様式及び第6号様式にて提出したものとみなす。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附則 建建防第1014号 令和元年6月21日

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附則 建建防第4601号 令和2年4月1日

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 建建防第4945号 令和3年3月31日

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 建建防第4012号 令和7年4月1日

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項及び第2項）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
設計・施工事業者登録申請書

（申請先）

横浜市 長

年 月 日

申請者 所在地

事業者名

役職名・代表者名

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第7条第1項又は第2項の規定により、添付書類を添えて登録の申請を行います。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

なお、事業者登録票（第2号様式）及び市長が作成する登録事業者名簿（第8号様式）を市民に公表することを承諾します。

登録申請区分	□設計	☐ 新規登録	□施工	☐ 新規登録
		☐ 更新 (登録番号：)		☐ 更新 (登録番号：)
建築士事務所登録	登録番号	() 級) 建築士事務所 () 登録第 号		
	名称			
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
建築工事業に関する 建設業許可	許可番号	() 許可 () 第 号		
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		

添付書類

1 全事業者共通

- (1) 事業者登録票（第2号様式）（原則として、書面に加え、電子データも市長に提出すること）
- (2) 市内事業者であることを証する書類
- (3) 耐震改修実績書（第5号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 設計区分の登録を申請する事業者

- (1) 宣誓書（第3号様式）
- (2) 所属建築士名簿（第4号様式）
- (3) 筆記問題の解答（市長が求める方法及び形式による）
- (4) 「精密診断法1」による耐震診断の計算書等（市長が求める方法及び形式による）
- (5) 耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類

3 施工区分の登録を申請する事業者

- (1) 宣誓書（第6号様式）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 事業者登録票

登録番号			
登録区分		設計 ・ 施工	
事業者名、代表者名フリガナ			
事業者名、代表者名			
所在地		〒	
電話番号／FAX番号		／	
定休日			
支店・営業所等	名称		
	所在地	〒	
	電話番号／FAX番号	／	
	定休日		
Eメール			
ホームページ			
設計	建築士事務所登録	番号	() 建築士事務所 () 登録第 号
		名称	
	耐震診断法の 対応可否	【精密診断型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ
		【一般診断型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ
		【壁量充足型】	可 ・ 不可 ・ 要問合せ
施工	建築工事業に関する建設業許可番号	()(-) 第 号	
補助制度利用実績	設計	あり ・ なし	
	施工	あり ・ なし	
省エネ改修工事の 受注可否	設計	可 ・ 不可 ・ 要問合せ	
	施工	可 ・ 不可 ・ 要問合せ	
見積書作成方法 及び作成費用	設計費	概算見積り: 円	精密な見積り: 円
	工事費	概算見積り: 円	精密な見積り: 円
設計費・工事費の支払い方法・時期			
特色・PR・写真等			

宣誓書（設計区分）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の取消し及び事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業の利用を推進すること。
- 3 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 4 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- 5 耐震改修工事及び補助事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者が所属する者で共有し、円滑に耐震改修工事及び補助事業の手続きを行うこと。
- 6 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修工事にかかる実績、所属する建築士、建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第7条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
- 7 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 8 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
- 9 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 10 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 11 市長が補助事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
- 12 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 13 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。
- 14 耐震診断、耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 15 所属する建築士又は建築施工管理技士が建築CPD（継続職能/能力開発）情報提供制度において情報提供されている講習会等に参加し、建築CPDを1年間に12単位以上取得し、建築に関する知識や技術力の向上に努めること。
- 16 補助事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- 17 補助事業において、補助事業を利用する者と設計にかかる契約の締結後、速やかに、補助事業にかかる申請書類一式を作成し、市長に提出すること。
- 18 補助事業において、「一般診断法」又は「精密診断法」による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
- 19 補助事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者が所属する建築士の立会いでも可とする。
- 20 補助事業にかかる設計契約を締結する場合、又は、補助事業に先行して実施する業務として、対象建築物の調査、耐震診断及び見積書の作成等を請け負う場合は、当該業務を実施する前に当該補助事業の申請者（発注者）に重要事項説明を行うこと。
- 21 補助事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、認定診断法のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- 22 補助事業に基づく木造建築物の耐震改修工事にかかる設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- 23 補助事業において、耐震改修工事を実施した場合は、当該工事の完了後、必要に応じて速やかに当該補助事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（昭和63年5月24日建設省告示1274号別表第2の書式）を発行するよう努めること。

年 月 日

所在地
事業者名
役職名・代表者名

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
所属建築士名簿

（提出先）
横 浜 市 長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第7条第1項の規定に基づき、設計区分について登録の申請を行いますので、当事業者に所属する全ての建築士の名簿を提出します。この所属建築士名簿に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

提出者（申請者） 所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

建築士氏名	建築士登録番号	耐震改修促進 法施行規則第 5条第1号又 は第2号への 該当（※）	代表となる設計者として、「精密診 断法1」を用いて木造住宅の耐震 改修工事の計画をたて、かつ、当該 計画に基づき耐震改修工事の工事 監理を行った実績	
			補助制度利用	補助制度外
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し
	（ 級）建築士（ ）登録第 号	該当・非該 当	あり・なし	あり・な し

※耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号に該当する建築士は、講習会の受講証の写し等を提出してください。

（作成方法等）

- 1 必要に応じて複数枚用いてください。
- 2 実績のある建築士は、耐震改修実績書（第5号様式）を提出してください。実績のある建築士が複数名いる場合は、代表の1名分のみ耐震改修実績書（第5号様式）作成してください。
- 3 補助制度とは、横浜市木造住宅耐震改修促進事業のことをいいます。
- 4 この所属建築士名簿は公表しません。

第5号様式（第7条第1項第5号及び第2項第4号）

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
耐震改修実績書**

（提出先）
横 浜 市 長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第7条第1項又は第2項の規定に基づき、登録の申請を行いますので、当事業者に所属するものの耐震改修に係る実績を記載したものを提出します。この耐震改修実績書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

提出者（申請者） 所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

1 実績がある者の氏名等

記載する実績	設計（工事監理を含む） ・ 施工
実績がある者の氏名	

2 実績の内容

施主名 （申請者 名）	建物所在地 （区名から記入）	補助利用 の有無	申請番号 （分かる場合）	工事完了年月日	実績区分
		有・無		・ ・	設計・施 工
		有・無		・ ・	設計・施 工
		有・無		・ ・	設計・施 工
		有・無		・ ・	設計・施 工

（作成方法等）

- 1 設計区分の場合は、事業者には所属する建築士のうち、過去に、代表となる設計者として、「精密診断法1」を用いて木造住宅の耐震改修工事の計画をたて、かつ、当該計画に基づき耐震改修工事の工事監理を行った実績のある建築士の名前を記入してください。実績のある建築士が複数いる場合は、代表の1名分のみ作成してください。
- 2 施工区分の場合は、事業者には所属する者のうち、過去に、木造住宅の耐震改修工事を施工した実績のある方の名前を記入してください。実績のある方が複数いる場合は、代表の1名分のみ作成してください。
- 3 過去の実績全てを記入する必要はありません。
- 4 この耐震改修実績書は公表しません。
- 5 補助制度とは、横浜市木造住宅耐震改修促進事業のことをいいます。

宣誓書（施工区分）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の取消し及び事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業の利用を推進すること。
- 3 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 4 市長が指定する講習会に参加し、知識や技術力の向上に努めること。
- 5 耐震改修工事及び補助事業の手続きにかかる知識及び技術力を当該事業者にも所属する者で共有し、円滑に耐震改修工事及び補助事業の手続きを行うこと。
- 6 当該事業者の、登録事業者として依頼を受けた業務、広告・啓発活動、耐震改修工事にかかる実績、所属する建築士、建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所登録及び建設業法第7条に規定する建設業許可等について、市長が報告を求めた際には、市長が定める期間内に報告すること。
- 7 当該事業者の登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 8 市民が複数の事業者から見積書を徴収することに異議を唱えないこと。
- 9 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 10 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 11 市長が補助事業の申請者に対し、当該登録事業者についてのアンケートを実施し、その結果を公序良俗に反するものを除き公表することに同意すること。
- 12 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、登録事業者は、市長が登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 13 登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が登録を取り消した場合に、市長が当該事業者の再登録の禁止又は事業者名の公表を行うことに異議を唱えないこと。
- 14 耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 15 補助事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- 16 補助事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該補助事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- 17 補助事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

年 月 日

所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

第 号
年 月 日

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
事業者登録決定通知書

事業者名：

代表者名： 様

横浜市長

印

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり、登録を決定しましたので通知します。

1 登録番号

2 登録の区分

設 計 ・ 施 工

3 登録期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 登録の条件等

- (1) 設計・施工事業者登録制度実施要綱第 4 条に規定する登録事業者の責務及び同意事項を遵守して業務にあたること。
- (2) 登録事業者は、登録の抹消を申し出る場合には、設計・施工事業者登録制度実施要綱第 16 条第 1 項の規定により、事業者登録抹消申出書（第 14 号様式）を市長に提出すること。
- (3) 登録の申請内容に変更があった場合は、設計・施工事業者登録制度実施要綱第 17 条の規定により、速やかに事業者登録事項変更届（第 15 号様式）に関係書類を添えて市長に届け出ること。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 登録事業者名簿

		支店・営業所等の名称			
所在地		〒			
電話番号				定休日	
耐震診断法の対応可否（設計区分のみ）		【精密診断型】		【一般診断型】	【壁量充足型】
補助制度利用実績	設計		省エネ改修工事の 受注可否	設計	
	施工			施工	
見積書作成方法 及び作成費用	設計費				
	工事費				
設計費・工事費の支払い方法・時期					

		支店・営業所等の名称			
所在地		〒			
電話番号				定休日	
耐震診断法の対応可否（設計区分のみ）		【精密診断型】		【一般診断型】	【壁量充足型】
補助制度利用実績	設計		省エネ改修工事の 受注可否	設計	
	施工			施工	
見積書作成方法 及び作成費用	設計費				
	工事費				
設計費・工事費の支払い方法・時期					

		支店・営業所等の名称			
所在地		〒			
電話番号				定休日	
耐震診断法の対応可否（設計区分のみ）		【精密診断型】		【一般診断型】	【壁量充足型】
補助制度利用実績	設計		省エネ改修工事の 受注可否	設計	
	施工			施工	
見積書作成方法 及び作成費用	設計費				
	工事費				
設計費・工事費の支払い方法・時期					

		支店・営業所等の名称			
所在地		〒			
電話番号				定休日	
耐震診断法の対応可否（設計区分のみ）		【精密診断型】		【一般診断型】	【壁量充足型】
補助制度利用実績	設計		省エネ改修工事の 受注可否	設計	
	施工			施工	
見積書作成方法 及び作成費用	設計費				
	工事費				
設計費・工事費の支払い方法・時期					

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
設計・施工事業者一時登録届出書

（申請先）
横 浜 市 長

補助事業を利用する者から、下記の補助事業に基づく住宅の耐震改修にかかる業務のうち、下記の区分について委託したいと申出がありましたので、横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第12条第1項及び第2項の規定により、一時登録届出書を提出します。この届出書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

補助事業 番号	
一時登録の届出を行う区分 （※ 登録する区分に○印を御記入ください。設計・施工の両方を希望することもできます。）	設計 ・ 施工

年 月 日

申請者 所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

添付書類

- 1 設計区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（設計区分・一時登録）（第11号様式）
 - (3) 所属建築士が耐震改修促進法施行規則第5条第1項第1号又は第2号に該当することを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 施工区分の一時登録を申請する事業者
 - (1) 事業者一時登録票（第10号様式）
 - (2) 宣誓書（施工区分・一時登録）（第12号様式）
 - (3) 市内事業者であることを証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度
事業者一時登録票

一時登録区分		設計 ・ 施工		
事業者名、代表者名フリガナ				
事業者名、代表者名				
所在地		〒		
電話番号／FAX 番号				
定休日				
支店・営業所等	名称			
	所在地	〒		
	電話番号／FAX番号			
	定休日			
Eメール				
ホームページ				
設計	建築士事務所 登録	番号	()級建築士事務所()登録第 号	
		名称		
	耐震改修工事計画を 策定する際に用いる 耐震診断法 (該当に○)		【精密診断型】	
			一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」	
			【一般診断型】	
			一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」	
		【壁量充足型】		
		建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（地震に関する構造耐力に係る部分に限る）に適合するものであることを確認する方法		
申告		申告内容に該当する場合は、□にチェックをしてください。 ☐ 上記で選択した耐震診断法を用いて耐震改修工事計画を作成することができる建築士が、耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、当事業者及び当事業者が登録を受けた建築士事務所に所属しています。		
施工	建築工事業に関する 建設業許可番号		()許可(ー)第 号	

宣誓書（設計区分・一時登録）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の一時登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、一時登録事業者の再度の登録を認められなくても、又、事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 3 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 4 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 5 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 6 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 7 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- 8 耐震診断、耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実にを行うこと。
- 9 補助事業において、市長が定める方法に従い耐震改修工事計画を作成し、工事監理業務を適切に行うこと。
- 10 補助事業において、「一般診断法」又は「精密診断法」による計算書を提出するときは、市長が別に指定する「木造住宅耐震診断プログラム（N値又は変換N値計算を含む）」を用いて、当該計算書を作成するように努めること。
- 11 補助事業にかかる工事監理業務においては、原則として当該申請の代表となる設計者が、市長が実施する中間検査及び完了検査に立会い、適切に受検すること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該事業者にも所属する建築士の立会いでも可とする。
- 12 補助事業において、耐震改修工事を行う建築物の耐震診断の計算書及び報告書を提出するときは、認定診断法のうちいずれかの方法に基づき、現地調査を詳細に行い、写真及び図面にて調査結果を正確に記録し、現況の保有耐力を正確に評価すること。
- 13 補助事業に基づく木造建築物の耐震改修工事にかかる設計業務は全て当該事業者及び当該事業者が登録を受けた建築士事務所に所属する建築士のみが行い、地盤調査を除き、他のものへ当該業務を請け負わせないこと。
- 14 補助事業において、耐震改修工事を実施した場合は、当該工事の完了後、速やかに当該補助事業の申請者に当該耐震改修工事を行った建築物の固定資産税の減額に必要な書類（平成 18 年 3 月 31 日国土交通省告示 446 号の規定による。）を発行するよう努めること。

年 月 日

所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

（A 4）

宣誓書（施工区分・一時登録）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度の一時登録事業者として、次に掲げる事項を遵守することを誓います。（※用語の定義は同制度実施要綱によります。）

なお、宣誓内容に反する行為を行った場合には、一時登録事業者の再度の登録を認められなくても、又、事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

記

- 1 補助事業にかかる業務において、市民の信頼を損なうことのないようにすること。
- 2 補助事業において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する手続きを、当該要綱に規定する期間内に、適正かつ速やかに実施すること。
- 3 市長が発行する補助事業にかかる手引き及びマニュアル等を熟読し、理解すること。
- 4 補助事業において市長に提出した書類一式（写真等を含む）と同一のものを、当該補助事業の申請者に提出し、その内容について申請者が理解できるように説明を行うこと。
- 5 当該事業者の一時登録の内容が変更になった場合には、速やかに市長に当該変更内容について報告し、必要な手続きを行うこと。
- 6 市長がこの要綱及び補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、一時登録事業者は、市長が一時登録事業者に対して行う調査、報告の請求又は聴聞に協力すること。
- 7 一時登録事業者の責務又は同意事項に反していると認められ、検討会の委員の助言を勘案したうえで、市長が一時登録事業者の再度の一時登録を認めないとした場合に、当該決定に異議を唱えないこと。
- 8 耐震改修工事及び補助事業にかかる業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 9 補助事業において、市長が定める方法及び耐震改修工事計画に従って工事を行い、市長が実施する中間検査及び完了検査を適切に受検すること。
- 10 補助事業にかかる工事契約を締結する場合は、工事内容に変更が生じた場合の取扱い及び工事を中止した場合の取扱い等を説明し、当該補助事業の申請者と合意のうえで契約を締結すること。
- 11 補助事業にかかる工事施工業務を一括して他のものに請け負わせないこと。

年 月 日

所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

第 号
年 月 日

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
事業者登録取消し通知書

様

横浜市長

印

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第 15 条第 1 項の規定
により、登録を取り消しましたので通知します。

1 登録取消し年月日 年 月 日

2 理 由

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
事業者登録抹消申出書

（届出先）
横浜市長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第 16 条第 1 項の規定
により、登録の抹消を申し出ます。

年 月 日

届出者 所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

登 録 抹 消 の 理 由	
------------------	--

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
登録事項変更届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱第 17 条の規定により、
登録事項に変更がありましたので関係書類を添えて届け出ます。

届出者 所 在 地

事業者名

役職名・代表者名

	変更前	変更後
変 更 事 項		
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	